

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から41年3月まで
② 昭和55年4月から56年3月まで

私は、結婚後の申立期間の国民年金保険料について、夫の保険料とともに、市町村役場から毎月来ていた集金人に納付していた。申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、その直前の昭和41年4月から55年3月までの期間及び直後の56年4月から平成2年3月までの期間の申立人の国民年金保険料は納付済みであり、申立人の夫も同期間の保険料が納付済みであることが確認できる。

また、社会保険事務所の記録から、申立人及びその夫の保険料は、納付日が確認できる期間について、すべて納付期限内に納付されていることが確認でき、申立人及びその夫の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間②当時、集金人に納付していたと主張するところ、近隣住民の証言から、申立人が居住する地区では集金人による集金が行われていたことが確認でき、申立人の主張に不自然さはみられない。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和42年2月16日、資格取得は39年12月1日に遡^{そきゆう}及して行われていることが確認でき、申立期間①のうち、36年4月から39年11月までの期間は国民年金に未加入の期間となっている上、39年12月以降の期間についても遡^{そきゆう}及して資格を取得した期間であり、集金人は過年度保険料の収納を行って

いなかったことから、集金人に納付することはできなかったものと推認される。

また、申立期間①の直後の昭和 41 年度分の保険料は、昭和 42 年 3 月 14 日に一括して納付されていることが確認できる。

さらに、申立期間①の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、別の手帳記号番号が払い出された事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間①の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

秋田国民年金 事案 590

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年3月まで

私は、20歳になったら国民年金に加入しようと決めていて、時期は忘れたが自分でA市町村役場のB出張所に行って加入手続をした。窓口の女性職員から、「老齢年金はともかく、障害者になったときに障害年金が受けられるようきちんと納めた方がいいですよ。」と言われ、障害のある者を家族に持つ自分の気持ちと同じだと納得して帰ったことを覚えている。

保険料は加入手続の後に役場の出張所で一括納付した以降、出稼ぎで自宅にいないときは、母に送金して納付してもらっていた。すべて納付したと思っていたのに、昭和46年度分の納付記録が無いのは納付できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、「出稼ぎで自宅にいないときは、母に送金し、納付してもらっていた。」と主張するところ、申立人の保険料を納付していたとする母親は、自身の国民年金保険料を完納している上、障害のある申立人の姉の法定免除が決定するまでの間の保険料（2か月分）も納付していることが確認でき、申立人の母親の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和47年10月24日、資格取得は20歳到達時の46年*月*日に遡^{そきゆう}及して行われていることが確認でき、手帳記号番号が払い出された時点において、申立期間の保険料は

過年度保険料として納付可能であり、当時、社会保険事務所では、手帳記号番号が払い出された時点で納付可能な過年度保険料の納付書を発行していたとしていることから、納付意識の高かった申立人の母親が、送付された納付書により保険料を納付していたとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社AのB工場における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和19年6月1日、資格喪失日は20年10月30日であると認められることから、申立人の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和19年6月から20年3月までは100円、同年4月から同年9月までは110円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和18年4月1日から20年10月30日まで
亡兄は、昭和17年4月1日に株式会社AのC工場に就職し、同年6月1日に発足した労働者年金に加入した。20年8月15日の終戦まで同社に在職していたはずであり、その間、厚生年金保険に加入していたと思うので、調べてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の弟が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人が株式会社Aにおいて厚生年金保険に加入した記録は確認できなかったが、社会保険事務所が保管する株式会社AのB工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿の記録により、同事業所において、申立人と同姓同名かつ同一生年月日で、基礎年金番号に未統合の被保険者記録が確認できたことから、申立人が同事業所に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

これらの記録から、申立人の資格取得日は昭和19年6月1日(被保険者資格期間に算入されるのは保険料徴収開始後の昭和19年10月1日以降の期間)、資格喪失日は昭和20年10月30日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、未統合の健康保険労働者年

金保険被保険者名簿の記録から、昭和 19 年 6 月から 20 年 3 月までは 100 円、同年 4 月から同年 9 月までは 110 円とすることが妥当である。

一方、申立人は昭和 18 年 4 月から 19 年 5 月までの期間においても勤務し、厚生年金保険（当時は、労働者年金保険）に加入していたと主張していたが、当時の勤務状況等について確認することができない上、申立人の二女が、「父は指導というか監督する立場であった。」と述べていることを踏まえると、申立人は、当該期間において筋肉労働者を対象とした労働者年金保険の被保険者にはなれなかったものと考えられる。

秋田国民年金 事案 588（事案 241 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 10 月から 46 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 10 月から 46 年 8 月まで

A 市町村の B 地区に居住していた時、A 市町村役場 B 支所長に加入を勧められ、初めて国民年金に加入した。保険料が月 300 円のころで、毎月 B 地区の寺の奥さんが家に集めに来て、支払っていた。正確な年月日は覚えていないが、B 地区在住時に夫が手続をして国民年金に加入したことは間違いなく、保険料の支払いは当初、自分が行っていた。

申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

当初の申立期間（昭和 44 年 1 月から 46 年 8 月まで）に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和 46 年 4 月 23 日に払い出され、同年 9 月 27 日に国民年金に任意加入したことが確認でき、申立期間当時、申立人は国民年金に加入していなかったため、申立期間の保険料を納付することはできなかったものと推認されることから、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 9 月 24 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「A 市町村役場 B 支所長であった者から国民年金への加入を勧められて任意加入し、昭和 37 年 10 月から 40 年 10 月までの間、地区の集金人に保険料を自分が納付していた。」などと主張（申立期間を昭和 37 年 10 月から 46 年 8 月までの期間に変更）するところ、申立期間について、別の手帳記号番号が払い出された事実は確認できないとともに、申立人自身は加入手続には関与しておらず、加入手続をしたとする夫及び加入を勧めたとする当時の B 支所長は既に死亡しており、申立人の国民年金の加入状況は不明である。

また、A市町村では、「申立期間当時、A市町村役場で国民年金を担当していた職員は、B支所では国民年金事務は行っていなかったと記憶している。」と回答している上、申立人が記憶する集金人については、申立期間内の昭和42年度及び44年度のA市町村国民年金委員研修会出席者名簿にその氏名の記載が確認できることから、集金活動を行っていたことは推認できるものの、既に死亡しており、その家族にも活動状況を知る者はいないことから、当該集金人の任期についても不明である。

そのほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらず、申立人の申立期間における国民年金への任意加入に係る国民年金手帳記号番号の払出記録、及び約9年に及ぶ申立期間の保険料の納付記録のいずれも、すべてが失われたとすることは考え難いことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年6月から55年3月までの期間及び55年4月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年6月から55年3月まで
② 昭和55年4月から56年3月まで

申立期間①は、私は学生でA市町村に住んでいた。20歳になったときに、国民年金に加入する手続きをしてきたと父親が話していた。保険料は父親が代わりに納めていたと記憶している。

大学卒業後にB事業所で臨時職員として働いた申立期間②は、厚生年金保険には加入せず、続けて国民年金保険料を父親が納めていた。翌年に厚生年金保険に加入したときに、国民年金に加入しているかどうか聞かれなかったので、国民年金の加入手続きは済んでいるものだと思っていた。

これらの申立期間の国民年金保険料を納付していたはずなので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、「20歳になったときに、国民年金に加入する手続きをしてきたと父親が話していた。申立期間①の保険料は、父親が代わりに納めていたと記憶している。」と主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和56年6月26日、資格取得は同年12月16日に行われていることが確認でき、申立期間①は国民年金に未加入の期間となっていることから、申立人の父親は申立人の申立期間①の保険料を納付することはできなかったものと推認される。

また、申立人自身は、申立期間①の国民年金保険料の納付には関与していないため、納付状況等は不明である上、申立人の母親は、「娘の国民年

金への加入手続は大学を卒業してからだったと思う。」と証言している。

さらに、申立期間①当時、申立人は、A市町村で住民登録していることから、国民年金への加入手続は、A市町村で行われるのが通常であるが、A市町村において、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された事実は確認できない。

- 2 申立人は、「大学卒業後にB事業所で臨時職員として働いた申立期間②は、厚生年金保険には加入せず、続けて国民年金保険料を父親が納めていた。翌年に厚生年金保険に加入したときに、国民年金に加入しているかどうか聞かれなかったので、国民年金の加入手続は済んでいるものだと思っていた。」と主張するところ、前述のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和56年6月26日、資格取得は同年12月16日に行われていることが確認でき、申立期間②も国民年金に未加入の期間となっていることから、申立人の父親は申立期間②の保険料を納付することはできなかったものと推認される。

また、申立人は、「所持している年金手帳は、昭和56年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した際に発行された1冊のみである。」としており、当該手帳における国民年金に係る記録として、昭和56年12月16日に国民年金に加入した際に付番された国民年金手帳記号番号しか記載されていないことが確認できる。

さらに、申立人自身は、申立期間②の国民年金保険料の納付には関与していないため、納付状況等は不明である上、申立人が大学を卒業後、居住地を移したC市町村において、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された事実は確認できない。

- 3 このほか、申立人の父親が、申立人の申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

秋田国民年金 事案 591

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 3 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 3 月から 62 年 3 月まで

国民年金の加入手続についての記憶ははっきりしないが、納付については、結婚前の昭和 57 年 3 月から結婚後の 62 年 3 月までの期間、私が納付書を持参して A 銀行の窓口で納付した記憶がある。割引制度もあり 1 年分を前納した。未納とされていることに納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「結婚前の昭和 57 年 3 月から結婚後の 62 年 3 月までの期間、私が納付書を持参して A 銀行の窓口で納付した。」と主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和 62 年 5 月 14 日であることが確認でき、実際に加入手続を行った時期については、申立人と手帳記号番号の払出日が同日で、国民年金手帳記号番号払出簿の申立人と同じページに記載のある者の資格取得が、社会保険庁のオンライン記録により 62 年 12 月であることが確認できることを踏まえると、62 年 12 月に加入手続が行われたものと推認される。

また、申立人の資格取得は、加入手続時に昭和 57 年 B 月 C 日に遡^{そきゅう}及して行われたことが確認でき、申立期間当時は国民年金に加入していない期間であり、申立期間の保険料を納付することはできなかったものと推認される。

さらに、申立人の資格取得手続が行われたと推認される昭和 62 年 12 月の時点では、申立期間のうち 60 年 9 月以前の国民年金保険料は時効により納付することができなかったものと推認され、60 年 10 月から 62 年 3 月までの期間の保険料については、過年度保険料として納付可能であったが、申立人は保険料をまとめて過年度納付した記憶は無いとしている。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていないが、払出しの事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

秋田国民年金 事案 592

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月まで

私は昭和 38 年当時、A市町村にある有限会社Bで職人をしており、住み込みで働いていた。仕事も継続していたし、納められない状況だったわけでもなく、公的年金などはきちんと納めていたのに、昭和 38 年度の年度初めから年度末までの1年間の保険料の未納期間があるというのは納得できない。国民年金保険料を納めたとすれば、有限会社Bに来た集金人に納めたという以外には考えられないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 38 年度の国民年金保険料を納めたとすれば、有限会社Bに来た集金人に納めたという以外には考えられない。」と主張するところ、A市町村は、「昭和 38 年 4 月以降は国民年金協力員が各戸を回り保険料を集金していた。」と回答しており、申立期間当時、申立人が主張する集金人による集金があったことは確認できる。

しかしながら、有限会社Bが厚生年金保険の適用事業所となった日（昭和 40 年 3 月 1 日）と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得した者のうち、14 人が資格取得前に国民年金に加入していることが確認できるが、このうち連絡が取れた 5 人全員が、「有限会社Bに集金に来た集金人に保険料を納めた記憶は無い。」と証言しており、集金人による集金事実が確認できない。

また、申立人が所持する昭和 37 年 12 月 5 日に発行された国民年金手帳の、申立期間前後の期間である昭和 37 年度、39 年度の国民年金印紙検認記録欄に検認印は確認できるが、38 年度の国民年金印紙検認記録欄に検認印は無い上、「昭和 39 年 7 月」の割印がされ、印紙検認台紙が切り離されており、申立期間は現年度保険料は納付されなかったことが確認でき、これらの内容

は、社会保険庁の記録及びA市町村が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿の記録と一致している。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳の記録から、申立期間直後の昭和39年4月から同年6月までの期間の保険料は39年7月31日に納付されていることが確認でき、この時点で申立期間の保険料については過年度保険料として納付可能であったが、申立人は、「申立期間の保険料は集金人に納めたという以外考えられない。」と主張している上、A市町村は、「国民年金協力員は現年度保険料のみ集金していた。」と回答しており、申立人は過年度保険料として、集金人に保険料を納付することはできなかったものと推認される。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 576

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年11月1日から23年3月3日まで
② 昭和23年11月1日から24年3月3日まで
③ 昭和24年12月1日から25年4月1日まで
④ 昭和25年11月5日から26年3月3日まで
⑤ 昭和26年5月1日から同年10月25日まで
⑥ 昭和26年11月5日から27年3月23日まで
⑦ 昭和27年4月1日から同年11月30日まで
⑧ 昭和28年5月3日から同年11月3日まで
⑨ 昭和29年4月1日から同年11月30日まで
⑩ 昭和30年4月1日から同年11月30日まで
⑪ 昭和31年4月1日から同年11月30日まで
⑫ 昭和32年4月1日から同年4月30日まで
⑬ 昭和33年4月1日から同年6月30日まで

昭和22年から33年までの間、毎年、季節雇用者としてA事業所、B事業所で働いていた。当時、働き手にとって、失業保険、健康保険及び厚生年金保険は3つの柱として重要であり、定期作業員も月雇いの者も皆、保険料を給料から天引きされていた。申立期間の厚生年金保険加入記録が無いとされたことに納得がいかないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 C事業所が保管する経歴整理表から、申立人が昭和21年4月から32年4月までの期間のうち44か月、申立ての事業所に勤務していたことは確認できる。

また、C事業所が保管するB事業所の作業員名簿（昭和30年度以降）

から、申立人が昭和 31 年 1 月 5 日から同年 8 月 31 日までの期間、32 年 1 月 4 日から同年 11 月 30 日までの期間、33 年 1 月 4 日から同年 11 月 30 日までの期間及び 34 年 3 月 4 日から同年 11 月 20 日までの期間において、同事業所に勤務していたことが確認できる。

2 しかしながら、申立期間①から⑧までについては、申立人が勤務していたとする A 事業所及び B 事業所が初めて厚生年金保険適用事業所となったのは、両事業所とも昭和 29 年 4 月 1 日であり、申立期間①から⑧当時、厚生年金保険適用事業所とはなっていないことが確認できる。

3 申立期間⑨から⑪までについては、申立人が当時の同僚として記憶する 4 人についても、これらの期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが確認できる。

また、申立期間⑩については、C 事業所が保管する B 事業所の作業員名簿に、申立人の勤務記録自体が確認できない。

さらに、C 事業所が保管する B 事業所の作業員名簿（昭和 31 年度以降）から、雇用期間が確認できる延べ 76 人について、厚生年金保険の加入記録の有無を調査したところ、加入記録がある者は、延べ 19 人と少数であり、申立期間⑨から⑪当時、勤務していた作業員の全員が厚生年金保険に加入していたわけではない状況がうかがえる。

加えて、申立期間⑨から⑪当時の同僚の中には、「申立人は休みがちであった。」と証言する者もいた。

4 申立期間⑫については、申立人は、「社会保険庁の記録では、厚生年金保険の加入記録は昭和 32 年 5 月 1 日から同年 11 月 1 日までとされているが、同年 4 月 1 日から勤務し厚生年金保険に加入していた。」と主張するところ、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、B 事業所における昭和 32 年度の厚生年金保険の資格取得日は、全員が昭和 32 年 5 月 1 日以降であることが確認できる。

また、当時の同僚の一人は、「昭和 32 年 4 月については、すべての作業員が日雇いであり、厚生年金保険に加入していなかった。」と証言している。

5 申立期間⑬については、申立人は、「社会保険庁の記録では、厚生年金保険の加入記録は昭和 33 年 7 月 1 日から同年 12 月 16 日までとされているが、同年 4 月 1 日から勤務し厚生年金保険に加入していた。」と主張するところ、社会保険事務所の記録から、B 事業所では、昭和 33 年 7 月 1 日付けで再度厚生年金保険適用事業所となっており、同日付けで申立人を含む 366 人が資格取得していることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、申立人が昭和 32 年度に厚生年金保険に加入していた B 事業所の適用事業所整理記号では、昭和 33 年 4 月 20 日付けで被保険者が一

人もいなくなっており、同年4月以降の資格取得者もないことが確認できる。

- 6 C事業所では、申立期間①から⑬までについて、申立人が厚生年金保険に加入していたことが確認できる資料を保管していない。
- 7 このほか、申立人が、申立期間①から⑬までについて、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。
- 8 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑬までに係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 577

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から同年 11 月まで
② 昭和 37 年 4 月から同年 11 月まで
③ 昭和 38 年 4 月から同年 11 月まで
④ 昭和 39 年 4 月から同年 11 月まで
⑤ 昭和 40 年 4 月から同年 11 月まで

昭和 36 年から 40 年にかけて、毎年、4 月から 11 月までの間、A 事業所で定期作業員として勤務した。これらの申立期間の厚生年金保険加入記録が無いとされたことに納得がいかないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の証言から、申立人が申立期間①から⑤までにおいて、A 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したところ、申立人が記憶している同僚 4 人についても、申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険加入記録は見当たらない。

また、当時の複数の同僚は、「A 事業所では、申立期間当時、厚生年金保険に加入するかどうかを、度々、職員の多数決によって決定していたと記憶している。われわれ B 部門の者は賛成したが、他の部門の者が反対したため、5、6 年は加入しなかったと思う。」と証言している。

さらに、社会保険事務所が保管する A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和 36 年度の厚生年金保険被保険者の資格取得者は 15 人、37 年度の資格取得者は 11 人であることが確認できるが、その中に申立人の加入記録は無く、健康保険記号番号に欠番もみられない上、38 年度、39 年度及び 40 年度は、資格取得者がいないことが確認できる。

加えて、当時の複数の同僚から、「昭和 36 年度及び 37 年度の資格取得者については、事務職であった。」との証言が得られた。

このほか、申立人が、申立期間①から⑤までについて、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 578

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 12 月 31 日から 46 年 1 月 1 日まで
社会保険庁の記録では、A事業所の厚生年金保険の資格喪失日は昭和 45 年 12 月 31 日となっているが、46 年元日の朝まで仕事をしていたことを記憶している。45 年 12 月 31 日まで継続して勤務し、12 月分の保険料も控除されていたと思うので、資格喪失日を 46 年 1 月 1 日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「社会保険庁のA事業所における厚生年金保険の記録は、昭和 45 年 4 月 27 日から同年 12 月 31 日までとなっているが、B職として 46 年 1 月 1 日の朝まで勤務していた。給与から 12 月分の保険料も控除されていたと思う。」と主張するところ、A事業所では、「B職の給与は月末締め当月払いであるが、月末日前退職の場合の厚生年金保険料の還付は行っていない。」と回答していることを踏まえると、昭和 45 年 12 月の給与から厚生年金保険料が控除されていたものと推認される。

しかしながら、A事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、申立人の資格喪失日は昭和 45 年 12 月 31 日、退職日は同年 12 月 30 日と記載されていることが確認できる。

また、上記通知書に記載がある他の一人のB職の同僚の資格喪失日は昭和 45 年 12 月 29 日、退職日は同年 12 月 28 日と記載されているところ、この同僚は、自身の退職日について、「昭和 45 年 12 月 28 日に退職したと記憶している。」と証言している上、上記通知書に記載があるB職以外の二人についても、退職日は昭和 46 年 1 月 5 日及び 1 月 8 日、資格喪失日は同年 1 月

6日及び1月9日と記載されており、当時、退職日の翌日を厚生年金保険の資格喪失日とする処理については適切に行われていたことがうかがえる。

さらに、申立人は、当初、「昭和46年1月1日の朝まで勤務していた。」と主張していたところ、その後、「勤務していたのか、退職後の整理をしていたのかの記憶は明確でない。」としている上、申立人が、退職日とされている昭和45年12月30日以降についても勤務していたことが確認できる資料、証言等はなく、同年12月31日の勤務事実が確認できない。

一方、厚生年金保険法第19条第1項によると、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされている。また、同法第81条第2項によると、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。これらのことから判断すると、被保険者資格を喪失した月である昭和45年12月の厚生年金保険料が控除されていたことが推認されることをもって、同年12月を申立人の厚生年金保険被保険者期間とすることはできず、申立人の45年12月支給の給与から控除されていたと推認される同年12月分の厚生年金保険料は、事業主が誤って控除したものと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 8 月 1 日から 54 年 10 月ごろまで
② 昭和 55 年 3 月から 58 年 2 月まで

申立期間①は、A区のB事業所とC区のD事業所に勤務して、受付などをやっていた。E支配人が職場の上司だった。申立期間②は、有限会社Fで仕事をしていた。

これらの期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、「申立期間当時、B事業所とD事業所に勤務し、受付などの仕事をしていた。」と主張するところ、申立期間当時、B事業所及びD事業所を運営していたG株式会社が保管する社員名簿及び当時の上司の証言から、勤務期間の特定はできないが、申立人がB事業所及びD事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人は、「私は支配人や主任ではなかったが、厚生年金保険に加入していた。」と主張するところ、G株式会社は、「申立人の厚生年金保険料控除に関する資料は保存されていないが、申立期間当時、厚生年金保険に加入させていたのは支配人、副支配人及び主任のみで、それ以外はアルバイト及びパート従業員であり、厚生年金保険には加入させていなかった。」と回答している。

また、G株式会社が保管するB事業所の社員名簿に営業の従業員として記載されている者は、「自分はアルバイトだったので厚生年金保険に加入していなかった。当時、社員は2、3人で、ほかの10人ぐらいはすべてアルバイトやパートの従業員だった。」と証言している。

さらに、社会保険事務所が保管するG株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は無く、健康保険記号番号に欠番もみられない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「申立期間当時、有限会社Fで働いていたので、厚生年金保険に加入していたはずである。」と主張するところ、社会保険庁の記録から、有限会社Fは、厚生年金保険の適用事業所とはなっていないことが確認できる。

また、有限会社Fの事業主の妻は、「申立期間当時は、会社が厚生年金保険に加入していないので、主人も私も国民年金に加入していた。」と証言しており、社会保険庁の記録から、事業主及びその妻は、国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人は、有限会社Fにおける同僚等の氏名を記憶していない上、事業主は既に死亡しており、同社における申立人の勤務実態等について確認することはできない。

- 3 このほか、申立期間①及び②について、雇用保険の加入記録は無く、申立期間の厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い上、控除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。
- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。